

謝長教 (小林 研)

北京集佳知识产权代理有限公司
UNITALEN ATTORNEYS AT LAW



UNITALEN

7th FLOOR, SCITECH PLACE, NO. 22 JIAN GUO MEN WAI
AVENUE, CHIAOYANG DISTRICT, BEIJING,
100004 P. R. CHINA
TELEPHONE: +86-10-85115888
FACSIMILE: +86-10-85110966 / 85110968

2014 年 9 月 23 日

〒105-8408
日本国東京都港区西新橋 1-7-13
虎ノ門イーストビルディング
日本技術貿易株式会社
商標部 商標グループ
弁理士 横田 先生
TEL : 81-3-6203-9111
FAX : 81-3-6203-9483

VIA EMAIL

北京集佳知識產權代理有限公司
所長 弁護士 于 澤輝
パートナー 弁護士 何 英韜
直通電話 : 86-10-5920-8431
Email: yingtao.he@unitalen.com

件 名 : 中国商標行政訴訟 裁定結果の報告

ELEMAX

商 標 : 第 1912370 「 澤 藤 」
貴方番号 : TMD-5152
当方番号 : LIT140365

拝啓 時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。日頃格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につき、中国最高人民法院より「行政裁定書」を受領したことをご報告申し上げます。相手方の主張が認められず、相手側の再審請求を棄却するの決定を下しました。お喜び申し上げます。裁定の要旨につきまして、添付の通りご報告申し上げます。

同封にて中国最高人民法院「行政裁定書」の写し及び裁定要旨の日本語訳を送付いたします。ご査収くださいますようお願い申し上げます。

お手数ですが、受領確認をお願いいたします。

敬具

同封書類 :

中国最高人民法院「行政裁定書」の写し
裁定要旨 (日本語訳)

1 部
1 部

The information in this letter is confidential. The contents may not be disclosed or used by anyone other than the addressee. If you are not the intended recipient(s), any use, disclosure, copying, distribution or any action taken or omitted to be taken in reliance on it is prohibited and may be unlawful. If you have received this communication in error please notify us by facsimile or be telephone on +86-10-8511-5888 and then destroy the letter and any copies thereof.

裁定要旨（日本語訳）

最高人民法院は、以下の通り認定する。

当事者の再審申立理由及び答弁意見書に基づき、本案の争点は、争議商標の登録が「商標法」第 31 条規定に違反するか否か、即ち、不正な手段で他人が先に使用し、一定の影響力を有する商標を悪意登録したか否かである。

商標評審委員会及び第一審、第二審の審理において、澤藤株式会社は標章「ELEMAX」、商号「澤藤」が争議商標「澤藤 ELEMAX」の出願前に、先に使用し、かつ、一定の影響を有することを証明する関連証拠を提出した。再審申立人何笑嫻は、前述証拠が写しであることを理由に、その真実性を認めない。第一審、第二審の人民法院が判明した事実により、澤藤株式会社は中国で商標「ELEMAX」を先に使用していることを証明するため、商標評審委員会に提出した書面証拠のうち、長城工業進出口公司との契約、制約に係る書簡のやり取り、信用状書類、領収書、輸送請負書などは写しであるが、しかるべき公証認証手続を行った。

まず、前述証拠を採用すべきか否かについて、本院の意見は以下の通りである。

- 1、評審規則第 42 条、第 43 条の規定に基づき、当事者が商標評審委員会に提出した書証は、原本を提出しなければならないが、原本の提出が困難である場合は、その写しを提出することができる。一方の当事者は他方の当事者が提出した書証に対し疑義があり、かつこれを裏付ける相応の証拠がある場合、または、商標評審委員会が必要であると認める場合は、疑われた当事者はその証拠の原本または公証を受けた写しを提出しなければならない。当事者が商標評審委員会に提出した証拠は、中華人民共和国領域以外で形成し、相手方当事者が当該証拠の真実性に対し疑義があり、かつこれを裏付ける相応の証拠がある場合、または、商標評審委員会が必要であると認める場合は、関連規定に従い、公証認証手続を行わなければならない。評審段階において、何笑嫻は澤藤株式会社が提出した証拠に対し、疑義の合理的理由及び反対根拠を提出できなかった。商標評審委員会及び二審の法院は評審規則における証拠認定に関する規定を適用または参照して、関連証拠が完全な公証認証手続を受けたこと、本件事実との関連程度、及び関連証拠が古いものであり、客観的に一部証拠の原本を入手・提出することは不可能であることなどの要素を総合に考慮して、澤藤株式会社が提供した証拠の真実性を認めたことは妥当である。

2、証拠の形式及びその内容を鑑み、関連商業の手形が反映された取引行為は連続性があり、取引方式は一般的な商業慣例に一致し、完備かつ客観的な商業取引の経過を反映できる。

したがって、澤藤株式会社が提出した証拠の形式、内容、審査規則における当事者が提出した証拠に対する審査基準を総合的に考慮し、第一審、第二審法院が前述証拠を採用したことは妥当である。

次の問題は、澤藤株式会社が提出した証拠は商号「澤藤」、標章「ELEMEX」は争議商標「澤藤 ELEMEX」の出願日前に既に一定の知名度があるか否かである。最高人民法院「商標授權確權行政事件審理の若干の問題に関する意見」第18条の規定により、中国国内で実際に使用し、かつ、一定の範囲内で関連公衆に周知される商標は、既に使用し、かつ一定の影響がある商標と認定する。先願商標が継続に使用される期間、エリア、販売量、広告宣伝などを証明するある程度の証拠がある場合、一定の影響があると認定する。本件において、争議商標の登録出願日前に、澤藤株式会社は発電機などの商品の輸出入行為に通じて、中国で商号「澤藤」、標章「ELEMEX」を使用していた。澤藤株式会社が提出した全国非鉄金属商品取引会などに関連する証拠は、関連製品が中国市場に入り、業界内で一定の影響が有したことを証明できる。争議商標の「ELEMEX」の書体は澤藤株式会社が先に使用した「ELEMEX」商標の書体と完全に同一であり、争議商標の「澤藤」は澤藤株式会社が先に使用した商号「澤藤」の漢字と一致し、何笑嫻は「澤藤」及び

「ELEMEX」を商標に選択した正当な理由を提出しなかった。何笑嫻及び争議商標の原登録人である広力機電有限公司は、電機生産経営活動に従事する同業者として

「ELEMEX」商標を知るべきであるが、澤藤株式会社の商号「澤藤」と「ELEMEX」を組み合わせて登録した。二審の法院は、明らかに悪意があり、「商標法」第31条に定められた不正な手段で他人が先に使用し、一定の影響を有する商標を悪意登録したことに該当すると認定したのは妥当である。何笑嫻の再審申立理由は成立せず、本裁判所はこれを支持しない。

最後の問題は、争議商標は実際の使用を通じて、市場の混同を避けられるか否かである。争議商標が実際に使用していることを証明するため、何笑嫻は大量の付加価値税専用領収書および少量の契約書などの証拠を法院に提出した。これらの証拠は何笑嫻の主張を証明できるか否かについて、本院の判断は以下のとおりである。何笑嫻が提出した証拠の中で、大量な販売に関する証拠の主体は広州市尚力機械設備有限公司である。そして、何笑嫻の

佛山市南海理力機械有限公司の販売証拠に関しては、2009 年に限られ、購入者が少なく、領収書に争議商標の使用状況も示されないため、争議商標が実際に使用して、高い市場評判を有したことを証明できず、関連公衆が争議商標と澤藤株式会社の商号「澤藤」及び標章「ELEMEX」を客観的に区別することも証明できない。したがって、本法院はその再審申立の理由を認めない。

以上を総括すると、何笑嫻の再審申立は「中華人民共和国行政訴訟法」第 63 条第 2 項及び『最高人民法院「中華人民共和国行政訴訟法」施行の若干の問題に関する解釈』第 72 条規定における再審の条件を満たさない。『最高人民法院「中華人民共和国行政訴訟法」施行の若干の問題に関する解釈』第 74 条の規定に基づき、以下のとおり裁定する。

何笑嫻の再審申立を却下する。

裁判長 王艷芳

代理裁判員 佟姝

代理裁判員 何鵬

2014 年 9 月 12 日

書記官 劉 海珠

中华人民共和国最高人民法院

行政裁定书

(2014)知行字第31号

再审申请人(一审原告、二审上诉人):何笑娴,女,汉族,1963年11月23日出生,佛山市南海理力机械有限公司总经理,住中华人民共和国广东省广州市海珠区永胜里6号。

委托代理人:罗穗芳,广东法制盛邦律师事务所律师。

被申请人(一审被告、二审被上诉人):中华人民共和国国家工商行政管理总局商标评审委员会。住所地:中华人民共和国北京市西城区茶马南街1号。

法定代表人:何训班,该委员会主任。

委托代理人:苗贵娟,该委员会审查员。

原审第三人:泽藤电机株式会社。住所地:日本国群馬县太田市新田早川町3番地。

法定代表人:上田英树,该公司董事长。

委托代理人:侯玉静,北京市集佳律师事务所律师。

委托代理人:何英韬,北京市集佳律师事务所上海分所律师。

再审申请人何笑娴因与被申请人中华人民共和国国家工商行政管理总局商标评审委员会(简称商标评审委员会)、原审第三人

泽藤电机株式会社(简称泽藤株式会社)商标争议行政纠纷一案,不服中华人民共和国北京市高级人民法院(简称北京市高级人民法院)(2013)高行终字第510号行政判决,向本院申请再审。本院依法组成合议庭对本案进行了审查,现已审查终结。

何笑嫻向本院申请再审称:一、商标评审委员会、两级法院认定“泽藤株式会社在先使用‘ELEMAX’商标并具有一定影响”主要证据不足,认定事实错误。两级法院对泽藤株式会社提交的部分无原件可予核对的复印件证据予以了认定,导致事实认定错误;泽藤株式会社提交的证据无法证明其先使用了“ELEMAX”商标,并具有一定影响。二、二审法院适用法律错误。对泽藤株式会社提交的无原件核对的复印件证据,二审法院适用《商标评审规则》(2005年修订,以下简称评审规则)第四十二条、四十三条予以采信,属适用法律错误。三、何笑嫻提交的证据能够证明其通过对争议商标的长期使用,已经形成了“ELEMAX”牌发电机类商品的稳定市场。综上,请求撤销一、二审判决,撤销商评字〔2009〕第36039号《关于第1912370号“泽藤 ELEMAX”商标争议裁定书》(简称第36039号裁定),判令商标评审委员会重新作出裁定。

商标评审委员会辩称:泽藤株式会社提交的证据足以证明其“泽藤”或“ELEMAX”商标在争议商标注册前已在中国大陆使用并具有一定影响,争议商标的注册违反了《中华人民共和国商标法》(2001年修正,简称商标法)第三十一条的规定。何笑嫻在申请再审程序中提交的证据未在行政程序中提交,不能作为认定第

36039号裁定是否合法的证据,应当不予采信。请求维持被诉裁定,驳回何笑娴的再审申请。

泽藤株式会社诉称:泽藤株式会社提交的证据已充分证明其“ELEMEX”、“泽藤”在争议商标“泽藤 ELEMEX”申请日前在先使用并有一定影响,争议商标原注册人恶意抢注,应予撤销。请求驳回何笑娴的再审申请。

本院认为,根据当事人申请再审理由及答辩意见,本案的焦点问题是争议商标的注册是否违反了商标法第三十一条的规定,即是否属于抢先注册他人在先使用并具有一定影响商标。

在商标评审委员会及一、二审法院审理过程中,泽藤株式会社提交了相关证据证明其“ELEMEX”标识、“泽藤”商号在争议商标“泽藤 ELEMEX”申请日前在先使用并有一定影响。再审申请人何笑娴以前述证据为复印件为由,不认可其真实性。根据一、二审法院查明的事实,泽藤株式会社为证明其已在中国在先使用“ELEMEX”商标的情况,向商标评审委员会提供的证据中,与长城工业进出口公司的合同、签约往来函件、信用证文件、发票、承运单等为复印件,但进行了相应的公证认证手续。

首先,关于前述证据应否采信的问题,本院认为:1. 参照评审规则第四十二条、第四十三条的规定,当事人向商标评审委员会提供书证的,应当提供原件,提供原件有困难的,可以提供相应的复印件。一方当事人对另一方当事人所提书证等存在怀疑并有相应证据支持的,或者商标评审委员会认为有必要的,被质疑的当事人

应当提供或出示有关证据原件或经公证的复印件。当事人向商标评审委员会提供的证据系在中华人民共和国领域外形成的,对方当事人对该证据的真实性存在怀疑并有相应证据支持的,或者商标评审委员会认为必要的,应当依照有关规定办理相应的公证认证手续。对泽藤株式会社提交的证据,在评审阶段何笑嫻并未能提出存疑的合理理由和反驳证据。商标评审委员会及二审法院援引或参照评审规则中与证据认定有关的相关规定,综合考虑相关证据已经过相对完备的公证认证手续、与案件事实的关联程度,以及因相关证据所涉年代久远,确实存在部分证据无法取得或提供原件的客观实际等因素,对泽藤株式会社提供证据的真实性予以确认的做法并无不当。2. 从证据的形式和内容上看,相关商业票据所反映出来的交易行为具有连续性,且交易方式符合一般的商业惯例,体现了较为完整和客观的商业交易过程。据此,综合考虑泽藤株式会社提交证据的形式、内容并结合评审规则对于当事人提交证据的审查标准,一审、二审法院对上述证据予以采信的做法并无不当。

其次,关于泽藤株式会社提供的证据能否证明“泽藤”商号、“ELEMEX”标识在争议商标申请日之前已经具有一定的知名度的问题。《最高人民法院关于审理商标授权确权行政案件若干问题的意见》第18条规定,在中国境内实际使用并为一定范围的相关公众知晓的商标,即应认定属于已经使用并有一定影响的商标。有证据证明在先商标有一定的持续使用时间、区域、销售量或者广

告宣传等,可以认定其有一定影响。本案中,在争议商标注册申请日前,泽藤株式会社就已通过发电机等商品的进出口行为在中国使用“泽藤”商号、“ELEMAX”标识,其提交的有关全国五金商品交易会等证据亦可证明其产品已经进入中国市场,并已在行业内具有一定影响。由于争议商标中“ELEMAX”的字体与泽藤株式会社在先使用的“ELEMAX”商标字体完全一致,争议商标中“泽藤”与泽藤株式会社在先使用的商号“泽藤”汉字相同,何笑娴也未提供其选用“泽藤”、“ELEMAX”作为商标的正当理由,何笑娴、争议商标原注册人广力机电公司作为从事发电机生产经营活动的同业竞争者,应当对“ELEMAX”商标有所知悉,仍将泽藤株式会社的商号“泽藤”和“ELEMAX”商标组合后注册为商标,二审法院认定其明显具有恶意,构成了商标法第三十一条所称的抢先注册他人在先使用并有一定影响商标的行为,并无不当。何笑娴此申请再审理由不能成立,本院不予支持。

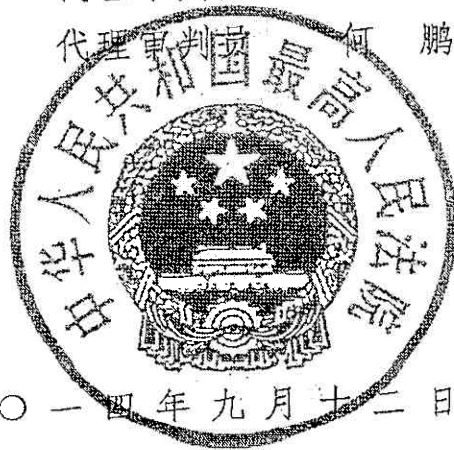
最后,关于争议商标是否已经通过实际使用而足以避免市场混淆产生的问题。为证明其已经对争议商标进行了实际使用,何笑娴向法院提交了大量增值税专用发票及少量合同等证据。对于这些证据能否证明何笑娴的相关主张,本院认为:何笑娴提交的证据中,大量销售证据的主体为广州市尚力机械设备有限公司,涉及何笑娴的佛山市南海理力机械有限公司的销售证据;时间限于2009年,购买者少,且发票中没有显示争议商标的使用情况,不足以证明争议商标已经实际使用并具有较高的市场声誉,更不能证

明相关公众已在客观上将诉争争议商标与泽藤株式会社的“泽藤”商号和“ELEMEX”标识区别开来,因此,本院对此此再审申请理由亦不予支持。

综上所述,何笑娴的再审申请不符合《中华人民共和国行政诉讼法》第六十三条第二款和《最高人民法院关于执行<中华人民共和国行政诉讼法>若干问题的解释》第七十二条规定的再审条件。依照《最高人民法院关于执行<中华人民共和国行政诉讼法>若干问题的解释》第七十四条之规定,裁定如下:

驳回何笑娴的再审申请。

审 判 长 王艳芳
代理审判员 佟 姝
代理审判员 何 鹏



二〇一四年九月十二日

本件与原本核对无异

书 记 员 刘海珠